

八尾市学習支援事業運営業務委託仕様書

1 業務の名称

八尾市学習支援事業運営業務（以下「本業務」という。）

2 事業目的

本業務は、「八尾市学習支援事業実施要綱」に基づき、ひとり親世帯及び低所得子育て世帯の子ども及び保護者を対象に、学習、教育その他生活に関する支援を行い、学習習慣の定着、学習意欲の向上、その他教育の機会均等を図ることによって、すべての子どもが持つ限りない可能性を実現する社会をめざすことを目的とする。

3 対象者

ひとり親世帯及び低所得子育て世帯の中学校1年生から3年生、義務教育学校7年生から9年生、小学校及び義務教育学校5年生から6年生、及びその保護者（以下「利用者」という。）

4 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

5 委託業務の概要

（1）業務内容

受注者は、事業の実施にあたっては、次に掲げる業務を行うものとする。

① 学習支援

ア 中学生向け学習支援

（ア）通常授業

事業目的の達成に向け、学習会又は訪問指導を行う。教科は、数学、国語、英語、理科、社会の5教科から利用する子ども一人ひとりの習熟度に合わせて実施する。数学、英語の2教科については、利用する子どもの学習状況に合わせた効果的な教材を配付するものとし、テスト及び学力分析をそれぞれ年2回以上実施する。

（イ）夏期講習

夏季休暇中、各教室において中学校3年生、義務教育学校9年生を対象に夏期講習を実施する。

イ 小学生向け学習支援

通常授業

事業目的の達成に向け、学習会又は訪問指導を行う。教科は、算数、国語、英語、理科、社会の5教科から利用する子ども一人ひとりの習熟度に合わせて実施する。算数、国語の2教科については、利用する子どもの学習状況に合わせた効果的な教材を配付するものとし、テスト及び学力分析をそれぞれ年2回以上実施する。

ウ その他

受注者は、上記ア、イ以外で、事業目的の達成に効果的な学習支援の取り組みについて、

発注者と協議の上、必要に応じて実施するものとする。

② 個別相談

受注者は、子どもに対し特有の不安やストレスにも配慮しつつ、懇切な学習支援等に努めるとともに、子どもの良き理解者として悩み相談や進学相談等に応じるものとする。

また、受講開始前に親子面談会を実施するものとし、中学生については、年に1回程度、進路にむけた面談を実施する。なお、事業目的達成に効果的な個別相談の取り組みについて、発注者と協議の上、必要に応じて実施するものとする。

③ キャリア教育支援

学校見学や非認知プログラム等、利用する子どもたちが自身の将来を考えるきっかけとなるような取り組みを行う。実施に当たっては、受注者にて交通手段の確保や保険への加入等も行うものとする。

④ 子どもの意見聴取及び反映

受注者は、年2回程度、アンケート等を実施し、事業効果を測定するものとする。また、受注者は、発注者と協力して利用する子どもの意見を聴取し、可能な範囲で聴取した意見を本事業へも反映するものとする。

⑤ その他

進路や不登校、ひきこもり等、参加者が有する課題や悩みに対し、必要な情報を収集し、正確に課題を認識した上で、適切な生活支援を行うとともに、欠席が続く子どもに対しては、保護者へ原因の確認等を行うこと。また、当該内容については、適宜、発注者へ報告するとともに、必要に応じて関係機関へつなぐこととする。

(2) 学習支援の実施方法等

原則通所方式とする。ただし、個別課題等により通所方式への参加が困難な子どもに対しては、自宅等への派遣方式により実施する。

① 中学生向け学習支援の実施場所等

実施会場及び曜日は、以下のとおりとする。

実施会場	所在地	曜日
八尾市立龍華コミュニティセンター	八尾市南太子堂2-1-45	原則、毎週火曜日
八尾市立志紀コミュニティセンター	八尾市志紀町西1-8-2	原則、毎週水曜日
八尾市立青少年センター	八尾市本町2-2-8	原則、毎週木曜日
八尾市立山本コミュニティセンター	八尾市山本町1-8-11	原則、毎週木曜日
八尾市立桂青少年会館	八尾市桂町4-50	原則、毎週金曜日
八尾市立大正コミュニティセンター	八尾市若林町3-27	原則、毎週金曜日

通常授業の実施時間及び回数は、1回あたり午後6時30分から午後8時30分までの2時間を中心とし、週1回、年間40回程度とする。(ただし、年末年始等の休庁期間及び発注者が指定する期間を除く)

夏期講習は、各会場5回程度実施するものとし、具体的な開催日時は、発注者と受注者が協議のうえ決定するものとする。

派遣型授業の実施時間及び回数は1回あたり2時間を基本とし、週1回、年間200回程度と

する。実施曜日は協議の上、決定することとする。

参加定員は、300名程度とし、各実施会場の人数は、おおよそ以下のとおりとする。

実施場所	定員
八尾市立龍華コミュニティセンター	40名
八尾市立志紀コミュニティセンター	60名
八尾市立青少年センター	70名
八尾市立山本コミュニティセンター	70名
八尾市立桂青少年会館	30名
八尾市立大正コミュニティセンター	30名

② 小学生向け学習支援の実施場所等

実施会場及び曜日は、以下のとおりとする。

実施会場	所在地	曜日
八尾市立青少年センター	八尾市本町2-2-8	原則、隔週日曜日

通常授業の実施時間及び回数は、1回あたり10時00分から11時30分までの1時間30分を基本とし、月2回、年間20回程度とする。(ただし、年末年始等の休庁期間及び発注者が指定する期間を除く)

参加定員は、70名程度とする。

派遣型授業の実施時間及び回数は1回あたり1時間30分を基本とし、月2回、年間60回程度とする。実施曜日は協議の上、決定することとする。

(3) 保護者との情報共有

受注者は、利用する子どもの授業の様子・学習内容等について、保護者と適宜、情報共有を行う。

6 委託料

(1) 委託料のうち、下記項目は利用生徒数の実績に応じて支払う単価契約方式とする。

①保険料 ②教材費（授業テキスト代・学力診断テスト・外部模試代等）

③派遣方式に要する人件費 ④保護者連絡ツール等 ⑤キャリア支援教育

(2) 委託料の支払いは、受注者からの報告書等を検収し、かつ受注者からの請求書を受理した後に行うものとする。

7 事業実施体制

(1) 人員体制

受注者は、本事業の趣旨を十分理解し、次のとおり人員体制を整えなければならない。

① 総括責任者

事業統括者として、総括責任者を1名置く。総括責任者は、学習支援計画の立案及び進行管理、状況確認のほか、利用者との面談や相談対応、学習支援専門員・学生サポーターの募集や採用、発注者、学校、関係機関との連絡調整、その他本業務に必要な事項の調整及び総

括を行う。また、利用者に寄り添った支援ができるよう、学習支援専門員・学生サポーターの指導や育成、研修等を行う。

② 会場責任者

会場責任者を通所方式で実施する会場ごとに1名以上置く。会場責任者は、実施責任者として、利用する子どもの出欠・状況確認のほか、学習支援専門員・学生サポーター等の管理、実施記録の作成等を行う。(下記④との兼務は不可)

③ 学習支援専門員・学生サポーター

学習支援専門員又は学生サポーターを通所方式の会場ごとに、中学生は利用する子ども5名につき1名以上、小学生は利用する子ども4名につき1名以上配置する。学習支援専門員・学生サポーターは、生活支援や学習支援等ができる者であること。また、ひとり親家庭や低所得子育て世帯等の子どもが抱える特有の不安やストレスに配慮できる者（ひとり親家庭や低所得子育て世帯等で育った者やひとり親家庭や低所得子育て世帯等の支援に携わり支援の経験や知識を有する者など）が望ましい。

※学生サポーター：受注者による研修を受講した大学生等のスタッフ。

※学習支援専門員：受注者による研修を受講した上記以外のスタッフ。

④ 予備人員

通所方式で実施する会場ごとに学習支援専門員・学生サポーター欠員等の補助的な役割を担うものを1～2名程度置く。

⑤ 家庭訪問指導員

派遣方式で実施する1世帯につき家庭訪問指導員を1名派遣する。家庭訪問指導員は、不登校やひきこもり等、課題を有する利用者への対応について、一定の知識・経験を有する者とし、懇切な学習支援を行うとともに、教育その他生活に関する支援を行う。

(2) 連携

受注者は、問題事象発生や出席状況等、緊急度に応じて迅速に対応するとともに、毎月、発注者へ業務の進捗状況及び支援状況を書面にて報告するものとする。また、必要に応じて発注者と受注者で本業務について協議を行うものとする。

(3) 安全管理

受注者は、危険を防止する措置を講じるとともに、事件、事故及び災害等（以下、「事故等」という。）の発生時に迅速かつ的確な緊急対策を実施できるよう関係機関との連携に努め、対応マニュアル等を作成する。また、事故等の発生時には迅速かつ的確に対処し、発注者及び保護者へ直ちに連絡するとともに、速やかに事故報告書を提出しなければならない。なお、受注者は、事業実施上の瑕疵により、利用者やその他の第三者に損害を与えた場合はその損害を賠償する。そのため、受注者は傷害保険等必要な保険に加入しなければならない。

8 法令順守

(1) 個人情報の保護

この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。）及び本契約に係る個人情報保護特記事項を遵守し、個人情報の保護に努めなければならない。

① 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を他に漏らしてはなら

ない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

② 受注者は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、その取扱いにより個人の権利利益を侵すことのないよう最大限努めなければならない。

(2) 不当介入に対する措置（八尾市契約関係暴力団排除措置要綱）

① 受注者及び下請人等が契約履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者による不当介入を受けたときは、八尾市暴力団排除条例第9条第2項に基づき、速やかに市に報告するとともに、警察への届出をすること。

② 上記①の報告義務を怠ったと認められるときは、入札参加停止措置を行うものとする。

③ 受注者及び下請人等が、上記①の規定に従い適切な報告、届出又は指導を行ったと認められる場合に限り、必要に応じて、履行期限の延長等の措置を講じることはできる。

9 その他留意事項

(1) 本業務の遂行のために市が提供した資料、データ等は本業務以外の目的で使用しないこと。

(2) 本業務の実施にあたり、本仕様書に定めの無い事項や疑義が生じた場合は、市と受注者が協議のうえ決定するものとする。

(3) 本業務の実施にあたり、関係法令を遵守し、発注者と連絡調整しながら適正に履行すること。

(4) 契約期間終了にあたり、次年度受注者が変更となる場合においては、円滑かつ支障なく本事業の業務を遂行できるよう、本委託業務完了までに発注者に引継ぎを行うこと。引継ぎ業務内容及び具体的な内容については発注者と事前協議を行うこと。

(5) 本業務に対し寄附があった場合は、発注者と連携し、案内や配付等を行うものとする。

(6) 著作権、肖像権、第三者・団体等の権利を侵害しないように十分留意すること。